

伊予市補助金等交付規則

令和3年3月22日

伊予市規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が交付する補助金等について、その交付手続等について基本的事項を定めることにより、予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、交付金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けないものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める補助事業等の遂行に対し、予算の範囲内において、その必要な経費の全部又は一部について交付する。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付目的に従い、誠実かつ適正に補助事業等を行うように努めなければならない。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに、次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 交付を受けようとする補助金等の額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 申請者は、前項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付を受けようとするときは、その実績を証する書類を添えることをもって、同項各号に掲げる書類に代えることができる。

4 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第2項に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金等の交付の可否を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該通知に関し、補助金等の交付に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内（市長が別に期日を定めたときは、その期日まで）に、文書をもって当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業等の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業等の内容、事業費、財源、事業期間等を変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業等を中止し、若

しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(変更等の承認の決定)

第9条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、承認の可否を決定したときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 市長は、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業者に報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行要請)

第11条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を行うべきことを要請することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める日までに、次に掲げる書類を添付した報告書により市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付を決定したときは、同項の報告は要しないものとする。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 14 条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとする。

2 第 12 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第 15 条 市長は、第 13 条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の命令に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第 13 条の規定による補助金等の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第 17 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によ

りその返還を命ずるものとする。

(取得財産の処分)

第 18 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて指定するもの

(帳簿等の整備)

第 19 条 補助事業者は、補助事業等の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、補助事業等の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(検査等)

第 20 条 市長は、補助事業等の施行に関し必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員に關係書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある補助金等の交付に係る要綱その他の規程は、この規則の規定に基づき定められたものとみなす。